（医学教育研修センターに置く部）
第十六条の二十一　医学教育研修センターに、事務部を置く。
（事務部）
第十六条の二十二　事務部においては、次の事務をつかさどる。
一　医学科学生、看護学科学生及び研究科学生の教育計画の立案に関すること。
二・三　［略］
四　医学科学生、看護学科学生及び研究科学生の教務の記録に関すること。
五　医学科学生、看護学科学生及び研究科学生の教育及び研究に関する資料の作成に関すること。
六～八　［略］
［号を削る。］
［号を削る。］
九・十　［略］
（学生部の分課）
第十六条の二十三　［略］
（学生課）
第十六条の二十四　学生課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［略］
六　前各号に掲げるもののほか、医学科学生及び看護学科学生に関すること（事務局及び医学教育研修センター事務部の所掌に属するものを除く。）。
［条を削る。］
（事務局長、部長、センター長、課長、室長及び事務長）
第十六条の二十六　事務局に事務局長を、部に部長を、センターにセンター長を、課に課長を、室に室長を、医学教育研修センター事務部に事務長を置く。
2　事務局長は事務官をもつて、医学教育研修センター長は教官をもつて、学生部長は自衛官をもつて充てる。
3・4　［略］
5　センター長は、学校長の命を受け、センターの事務を掌理する。
6　［略］
7　事務長は、センター長の命を受け、事務部の事務を掌理する。
（館長及び事務長）
第十六条の二十七　［略］
（主任会計監査官）
第十六条の二十八　総務部に、主任会計監査官を置く。
2　主任会計監査官は、総務部長の命を受け、会計の監査に関する事務を掌理する。
第十六条の二十九～第十六条の三十四　［略］

（教務部の分課）
第十六条の二十　教務部に、教務課を置く。
（教務課）
第十六条の二十一　教務課においては、次の事務をつかさどる。
一　教育計画の立案に関すること。
二・三　［同上］
四　教務の記録に関すること。
五　教育及び研究に関する資料の作成に関すること。
六～八　［同上］
九　研修医官の服務に関すること。
十　研修医官の人事及び給与に関すること。
十一・十二　［同上］
（学生部の分課）
第十六条の二十二　［同上］
（学生課）
第十六条の二十三　学生課においては、次の事務をつかさどる。
一～五　［同上］
六　前各号に掲げるもののほか、医学科学生及び看護学科学生に関すること（事務局及び他の課の所掌に属するものを除く。）。
第十六条の二十四　削除
（事務局長、部長、課長及び室長）
第十六条の二十六　事務局に事務局長を、部に部長を、課に課長を、室に室長を置く。
2　事務局長は事務官をもつて、教務部長は教官をもつて、学生部長は自衛官をもつて充てる。
3・4　［同上］
［項を加える。］
5　［同上］
［項を加える。］
（館長及び事務長）
第十六条の二十七　［同上］
［条を加える。］
第十六条の二十八～第十六条の三十三　［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。